

一五收第一四八號

東葛人車鐵道株式會社發起人

東葛飾郡市川町市川三千百七番地

中村茂雄

外九人

本年一月十一日付東葛人車鐵道敷設願ニ對スル別  
紙特許狀並命令書ヲ交付スルニ付其ノ全文ヲ記  
載シタル請書ヲ五日以内ニ差出スヘシ

明治四十年五月三日

千葉縣知事石原健三

内務省千甲第三一號

特

許

狀

東葛人車鐵道株式會社發起人

千葉縣東葛飾郡法興村大字藤原  
二百九十九番地

鈴木清

同縣同郡同村大字二百四十三番地

安川金三

同縣同郡同村大字百五十九番地

森井龜吉

同縣同郡同村上山十七番地

高橋彌五郎

同縣同郡鎌谷村大字鎌谷三百九十  
七番地

德田仙藏

同縣同郡同村同大字三百四番地

徳田金之助

同縣同郡同村同大字四百番地内一

長濱喜兵衛

同縣同郡市川町市川三千百廿二番地

廣瀬與吉

同縣同郡同町三千百七番地

中村茂雄

同縣同郡八幡町菅野四百三十二番地

内務省千甲第三一號

命令書

第一條

今般東萬人車鐵道株式會社發起人鈴木

木清外九人ニ對シ特許シタル軌道ノ線路ハ左ノ如シ

一 東葛飾郡中山村大字魁越字蛇田百七十八番地先

ニ起リ同郡法典村大字藤原同村大字上山ヲ經テ

同郡鎌ヶ谷村大字鎌ヶ谷字本田五番地先ニ至

ル仮定縣道

第二條

營業年限ハ明治三十年四月廿五日迄トス

第三條

特許ヲ受ケタル者ハ特許ノ日ヨリ六箇月

内ニ左ノ各号ニ準據シ線路實測圖(平面圖)

ハ縮尺ニ千分ノ一縱断面圖ハ縱三百分ノ一横二千

分ノ一横断面図ハ百分ノ一トス五事方法書  
圖面及工費豫算書ヲ調製シ千葉縣知事  
ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更スルトキ亦同シ

軌間ハ内法一呎九吋トス  
軌條ハ工字形鐵製ヲ用井其ノ重量ハ一碼ニ付  
十二封度以上トス

軌條間ノ全部及其ノ左右一尺五寸通ハ木石砂  
利其ノ他適當ノ材料ヲ敷キ鐵軌面ト道路  
面ト高低ナカラシムベシ  
軌道ヲ敷設スル道路ハ其ノ幅員ヲ有スルコト  
ヲ要ス

單線軌道ノ場合ニ於テハ兩側人家連檐ノ場所又



ハ連檐スヘキ場所ハ三間半以上其ノ他ノ場所ハ三間  
以上

複線軌道ノ場合ニ於テハ西側人家連檐ノ場所又  
ハ連檐スヘキ場所ハ四間半以上其ノ他ノ場所ハ四  
間以上

軌道ハ西側人家連檐ノ場所又ハ連檐スヘキ場所  
ニ於テハ道路ノ中央ニ之ヲ敷設スヘシ但車体外一  
側ニ各二間以上ノ幅算ヲ存スルコト能ハサルトキハ  
其ノ一側ニ二間以上他ノ一側ニ三尺以上ノ幅算ヲ存  
スル点迄一方ニ偏シテ之ヲ敷設スルコト得  
前項以外ノ場所ニ於テハ道路ノ一方ニ偏シ車体外  
ノ一側ニ二間以上他ノ一側ニ三尺以上ノ地ヲ餘シテ軌

道ヲ敷設スヘシ

道路ノ屈折部内角ノ前後ニ於テ車体外各二間  
以上ノ幅算ヲ存スルトキハ其内角ニ於テ少クモ二  
間ノ幅算ヲ存スルヲ要ス其他ノ場合ニ於テハ内  
角ニ於テハ幅算ノ最小限ハ三尺ニシテ其外角ノ側方  
ニハ二間以上ノ幅算ヲ存スルヲ要ス

井戸並木、電柱、街燈、郵便箱其他道路上ノ建  
設物ヨリ其側ノ路端迄ノ距離溝渠敷地及人  
道車馬道ヲ區別セル道路ニ在テハ其人道ハ  
前三項ノ幅算ニ算入セス

六 道路ノ一方ヨリ他ノ一方ニ軌道線ヲ移ス箇所ハ木  
又ハ石ヲ用井テ踏切ヲ設クヘシ

七 軌道カ道路ヲ横断スル箇所亦前号ニ同シ

八 橋梁ノ幅員構造及耐力ハ千葉縣知事ノ指定スル所ニ依ルヘシ

九 軌道敷設ノ為メ生スル道路路面及軌道内ニ於ケル雨水ノ滯留ニ付テハ完全ナル排除ノ方法ヲ設クヘシ

十 勾配ハ二十五分の一ヲ超ユヘカラス

十一 屈曲ノ半径ハ三十六尺ヲ以テ最小限トス

十二 車輛ニハ相當ノ制動器及信号器ヲ裝置スヘシ

十三 地下ニ埋設シタル公衆通信用ノ電信又ハ電話線路水

管瓦斯管其他公共用ノ地下工作物ト交叉シテ軌道ヲ敷設スルトキハ其線路及工作物ヲ毀損セサル為メ適當ノ豫防裝置ヲナスヘシ



十四 各種ノ人孔、制水、辦蓋等ニ接近シテ軌道ヲ敷設スルト  
キハ操業上障害ヲ與ヘサル為メ適當ノ距離ヲ保タシムシ  
第四條 特許ヲ受ケタル者ハ前條ノ認可ヲ得タル日ヨリ六箇  
月内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ一箇年内ニ竣工スヘシ  
但天災其他正當ノ事由ニ因リテ本條ノ期間内工事ニ  
着手シ又ハ竣工スルコト能ハサルトキハ相當ノ延期ヲ與  
フルコトアルヘシ

第五條 特許ヲ受ケタル者ニ於テ擴築シタル道路及改築  
シタル橋梁ハ竣工ト同時ニ無償ニテ國又ハ公共團體  
ノ有ニ歸ス

第六條 軌道敷設ノ為メ道路ノ地表又ハ地下ニ於ケル  
建設物ノ移轉其他ノ工事ヲ要スル時キハ特許ヲ受

ケタル者ニ於テ之ヲ施行シ又ハ其費用ヲ負擔スヘシ  
第七條 工事ノ全部又ハ一部竣工運輸ヲ開始セシ  
トスルトキハ特許ヲ受ケタル者千葉県知事ノ許可ヲ受  
クヘシ

工事カ工事方法書ニ違反スルモノト認ムルトキハ千葉  
縣知事ハ其改築又ハ停止ヲ命スヘシ

第八條 荷物ノ制限運送賃及發車並ニ営業時間  
ハ千葉縣知事ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ変更スルトキ亦同シ  
第九條 車輛ハ一輛毎ニ千葉縣知事ノ検査ヲ受クルニ  
非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條 進行ノ速度ハ一時間五哩ヲ超過セシムルコトヲ  
得ス

第十一條 車輛ハ二車又ハ三車以上ヲ聯結シテ進行セシ

五

進行中ハ各車ノ間ニ相當ノ距離ヲ保タシムヘシ

日出前日没後八五町以上ノ距離ニ於テ容易ニ認メ得  
ヘキ燈火ヲ車輛ノ前後ニ点スヘシ

第十二條 荷物ノ積卸ノ爲ニスルノ外故ナク道路上ニ停車セシムルコトヲ得ス但荷物積卸ノ場合ト虽モ道路ノ交叉部ニ於テ停車セシムルコトヲ得ス

第十五條 千葉縣知事ノ指定シタル場所ニ特ニ信号人  
ヲ置クヘシ

第十四條 左ニ掲タル箇野八千葉縣知事ノ命スル所ニ從  
ヒ特許ヲ受タル者ニ於テ其改築修繕掃除撒水及

除雪ヲ為シ又ハ其費用ヲ負擔スヘシ

道路及横切下水ハ軌條間ノ全部及其左右各二尺通  
橋梁ノ改築又ハ條繕ハ前号ニ定メタル幅員ト橋梁ノ  
幅員トノ比例ヲ以テ標準トシ其橋梁ノ改築又ハ條繕  
費ノ全部ニ對シ特許ヲ受ケタル者ニ於テ負擔スヘキ費  
用ノ歩合ヲ定ム橋梁ノ掃除撒水及除雪ハ前号ニ依  
ルモノトス

特許ヲ受ケタル者ノ軌道ト他ノ軌道ト又スル場合ニ  
於テハ其交又面ニ係ル前項ノ義務ハ關係者ノ負擔トス  
第十五條 車輛ハ常ニ清潔ニ保持シ其修繕ヲ怠ルヘカラス  
第十六條 千葉縣知事ハ何時ニテモ軌道車輛其他ノ工  
作物ヲ監査シ危險ナリト認ムルトキハ改築修補ヲ



命シ其命ヲ執行シ終ルマテ其使用又ハ營業ヲ停止ス  
ルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ危険切迫ナリト認ムルトキハ千葉縣  
ハ自ラ其改築修補ヲ為スコトアルヘシ

第十七條 千葉縣知事ハ何時ニテモ營業ニ關スル事實況ヲ  
監査シ此命令書ノ條項又ハ此命令書ニ基キテ為シタ  
處分ニ違及セル事實アルトキハ之ヲ督責シ特許  
ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ更正スルマテ營業ヲ停止スルコ  
トアルヘシ

第十八條 特許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ許可ヲ得ルニ  
非ラサルハ一部ノ營業ヲ休止スルコトヲ得ス

第十九條 特許ヲ受ケタル者千葉縣知事ノ許可ヲ得ルニ



トラサレハ營業ヲ休止スルコトヲ得ス

第二條 内務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ何時モ設備線路若クハ敷設順序ノ変更又ハ交通上必要ナル線路ノ新設若クハ延長又ハ道路ノ擴築又ハ複線ノ敷設若ハ撤去又ハ一部ノ線路ノ廢止ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 千葉縣知事ハ荷物ノ制限運送費及發車並營業時間ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 道路橋梁水道其他ノ公共事業ノ爲メ必要アルトキハ千葉縣知事ハ軌道其他ノ工作物ノ改築若ハ一時撤去ヲ命シ又ハ一時車輛ノ運轉ヲ停止スルコトアルヘシ  
交通上危險ノ虞アルトキハ千葉縣知事ハ其必要ノ部分ニ限り一時車輛ノ運轉ヲ停止スルコトアルヘシ

第二十三條 軌道ヲ交叉シ若ハ之ニ接續シ又ハ之ニ接近シテ  
道路橋梁運河錢道又ハ他ノ軌道ヲ設クルコトアルモ  
特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四條 道路敷設セル工作物其他營業上必要ナル物件  
ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ千葉縣知事ノ許可ヲ得ル  
ニ非ラサレハ之ヲ讓渡シ又ハ義務履行ノ擔保ト  
爲スコトヲ得ス

第二十五條 内務大臣又ハ千葉縣知事ハ公益上必要ト認  
ム事項ヲ特許ヲ受ケタル者ニ命スルコトアルヘシ  
内務大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ此命令書ノ  
條項ヲ変更スルコトアルヘシ

第二十六條 將來定メラルル所ノ法令ノ結果トシテ此命令

書ノ條項ニ變更ヲ来スコトアルモ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコト得ヌ

第二七條 特許ヲ受ケタル者ハ半年毎ニ營業ノ報告書ヲ調製シ三十日内ニ千葉縣知事ニ差出スヘシ

千葉縣知事ハ何時ニテモ營業ニ関スル帳簿書類等ヲ檢閲スルコトアルヘシ

第二八條 國又ハ公共團體ニ於テ公益ノ為メ軌道其他營業上必要ナル物件ノ全部若ハ一部ノ專用又ハ買收ヲ為サントスルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ヌ但之ニ對シ補償ヲ求ムコトヲ得

前項ノ物件ノ範圍ニ付争アルトキハ内務大臣之ヲ定ム

第二九條 前條全部專用ノ場合ニ於テ月ヲ以テ專用期間

ヲ算スルトキハ前年ニ於ケル平均收入月額又ハ前年ノ相當  
月ノ收入額ヲ標準トシ補償金額ヲ定メ日ヲ以テ専用期  
間ヲ算スルトキハ前月ニ於ケル平均收入月額又ハ前年若ハ  
前月ノ相當日ノ收入額ヲ標準トシ補償金額ヲ定ム但  
其選擇ハ特許ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ為スコトヲ得

前條一部専用ノ場合ニ於テハ特許ヲ受ケタル者ノ選擇  
スル所ニ從ヒ全部ノ延長ニ對スル専用部分ノ延長ノ比例  
ヲ以テ全部専用ノ場合ニ於ケル補償金額ニ乘シ又ハ前  
項ト同一ノ方法ニ依リ其専用部分ニ對スル補償金額  
ヲ定ム

前條全部買収ノ場合ニ於テハ年率七分ヲ以テ前五箇  
年間ノ純益平均年額ヲ除シ補償金額ヲ定ム但其



地方ニ於ケル金利年率ニ著シキ変更ヲ来シタルトキハ内務大臣  
ハ本項ノ年率ヲ変更スルコトアルヘシ

役負賞與ノ性質ヲ有スル支出ハ前項純益金ノ内ニ算入ス  
前條一部買収ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ヲ準用シテ補償  
金額ヲ定ム

開業ノ後本條ニ規定シタル時日ヲ経過セサルトキハ既往營業  
時日ヲ標準トシテ平均額ヲ算出ス

第三十條 他ノ軌道營業者ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得テ特  
許ヲ受ケタル者ノ軌道其他營業上必要ナル物件ノ一部ヲ  
共同使用セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス但其共同使  
用ノ條件ハ協議ノ上之ヲ定メ協議調ハサルトキハ内務大  
臣之ヲ定ム



第三十一條

左ノ場合ニ於テハ特許ハ其効力ヲ失フ

一 第三條ノ期間内ニ認可ヲ申請セサルトキ又ハ其認可ヲ得サルトキ

二 第四條ノ期間内ニ工事ニ着手セサルトキ

三 第三十九條第一項ノ保證金ヲ差出ササルトキ

四 全部ノ營業ヲ廢シタルトキ

五 會社解散シタルトキ

六 營業満期ノトキ

第三條ノ認可申請以前ニ會社成立セサルトキハ特許ハ其効力ヲ失フ

創立總會ニ於テ此命令書ノ條項ヲ遵守シテ營業スルコトヲ議決スルニ非サルハ特許ハ其効力ヲ失フ

第三十二條

前條ニ掲ケタル場合ノ外特許ヲ受ケタル者ニ於テ此命令書ノ條項又ハ此命令書ニ基キテ爲シタル處分ニ違及シタルトキハ内務大臣ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ解クコトアルヘシ

特許ヲ受ケタル者カ不可抗力ニ因ラスシテ滿一箇月間工事ヲ休止シ更ニ起エセサルトキ亦前項ニ同シ

第三十三條

特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ千葉県知事ハ期限ヲ定メテ道路ヲ原形ニ復セシムルコトアルヘシ

第三十四條

特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ國又ハ公共團體カ軌道其他營業上必要ナル物件ノ全部又ハ一部ヲ買収セントスルトキハ特許ヲ受ケタル者最近ノ財産目録ニ記載シタル物件ノ價格ヲ以テ之ヲ賣渡スヘシ

買収者ニ於テ前項ノ價格ニ關シ異議アルトキハ其申請ニ依リ  
内務大臣ハ千葉縣知事買収者及特許ヲ受ケタル者ヲ  
シテ各三名ノ評價委員ヲ選定セシメ其意見ヲ徴シテ  
其價格ヲ定ム

本條ノ場合ニ於テハ第二十八條第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十五條 特許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ許可ヲ得ルニ  
アラサレハ特許ニ因リテ生スル權利義務ヲ他人ニ移スコト  
ヲ得ス

第三十六條 特許ヲ受ケタル者ニ於テ此命令及此命  
令書ニ基キテ爲シタル處分ニ依リ履行スヘキ義務ヲ  
履行セサルトキハ千葉縣知事ハ自ラ代テ之ヲ執行シ又ハ  
他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ

第三十七條

特許ヲ受ケタル者カ許可ヲ得スレテ營業ヲ休止  
シ又ハ一部ノ營業ヲ廢止シタルトキハ内務大臣ハ市町村ニテ  
營業年限内特許ヲ受ケタル者ノ計算ヲ以テ營業ヲ為  
サシメ又ハ他人ヲシテ無償ニテ特許ヲ受ケタル者ノ軌道其  
他營業上必要ナル物件ヲ使用シ營業ヲ為サシムルコト  
アルヘシ

本條ノ場合ニ於テ第二十八條第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十八條

此命令書及此命令書ニ基キテ為シタル處分ニ  
依リ特許ヲ受ケタル者ニ於テ履行スヘキ義務ノ為メニ  
生スル費用並第十六條第二項第三十六條ノ費用ハ總テ  
特許ヲ受ケタル者ノ負擔トス

此命令書ニ基キテ為シタル處分ニ因リ特許ヲ受ケル

タル者ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第三十九條 特許ヲ受ケタル者ハ保證金トシテ工費豫算額ノ五十分ノ一以上ニ當ル金額又ハ此金額ニ相當スル公債證書（記名公債証券書ナシハ譲渡）ヲ千葉縣知事ノ定メタル

期日迄ニ千葉縣知事ニ差出スヘシ

前項保證金差出後公債證書ノ價格下落シタルトキハ千葉縣知事ハ前項ノ割合ニ依リ保證金ヲ増加セシムルコトアルヘシ

第四十條 保證金ハ第十六條第二項第三十六條及第三十七條ノ費用ニ充用セラルコトアルヘシ但此場合ニ於テハ直ニ前條第一項ノ金額ヲ填補スルコトヲ要ス



第四十一條 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ第三十三條又ハ  
第三十四條ノ處分ヲ了シタル後千葉縣知事ハ保證金  
ヲ還付ス但前條ニ依リ充用スヘキ費用アルトキハ其殘  
額ヲ還付スルモノトス

第四十二條 特許ノ消滅シタル場合ニ於テハ特許ヲ受  
ケタル者ハ特許狀及此命令書ヲ千葉縣知事ノ定  
メタル期日マテニ返納スヘシ

明治四十年四月廿六日

内務大臣 原 敬